

山口県卸売市場法施行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)、卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号。以下「政令」という。)及び卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令及び省令に定めるところによるものとする。

(地方卸売市場の認定の申請)

第3条 法第13条第1項の規定による地方卸売市場の認定を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事に提出して、認定の申請をしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 開設者に関する次に掲げる書類(開設者が地方公共団体である場合にあっては、エに掲げる書類)

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員名簿及び役員の履歴書

エ 別記様式第8号の例により作成した直近年度の運営状況報告書又はこれに準ずるもの(開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書)

オ 別記様式第2号により作成した法第14条において準用する法第5条第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(2) 卸売市場の施設の配置図

(3) 卸売業者に関する次に掲げる書類(卸売業者が個人である場合にあっては、戸籍抄本又はこれに代わるもの及びエに掲げる書類)

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 役員名簿

エ 別記様式第7号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの(卸売業者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)

(4) 法第13条第5項第4号イ及びロに掲げる方法が公表されていることを証する書類

- (5) 法第13条第5項第5号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合にあつては、次に掲げる書類
- ア 当該遵守事項を定めるに当たって法第13条第5項第6号ロの規定により取引参加者の意見を聴いたことを証する書類
 - イ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が法第13条第5項第6号ハの規定により公表されていることを証する書類

(地方卸売市場に係る変更の認定の申請)

第4条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとする地方卸売市場の開設者は、別記様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が業務規程又は前条第2項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場に係る軽微な変更)

第5条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の軽微な変更は、省令第26条各号に定めるもののほか、次に掲げる変更とする。

- (1) 法第13条第2項第3号に掲げる事項の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の10パーセントを超えて増減するもの
- (2) 法第13条第2項第5号に掲げる事項の変更であつて、開設者の組織の人員の10パーセント以上を減少するもの

(地方卸売市場に係る軽微な変更の届出)

第6条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、当該変更の日の7日後までに、別記様式第4号による届出書を提出しなければならない。

- 2 地方卸売市場の開設者は、省令第26条第3号から第9号までに掲げる変更及び前条各号に掲げる変更については、その年度に係る第10条第1項の規定による報告をもって、前項の規定による届出書の提出に代えることができる。
- 3 第1項の届出書の提出又は第2項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第3条第2項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(地方卸売市場の休止又は廃止の届出)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、休止又は廃止の日の30日前までに、別記様式第5号による届出書を提出しなければならない。

(中央卸売市場の認定申請に係る届出)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項の規定による届出は、法第4条第1項の認定の申請後速やかに、別記様式第6号による届出書を提出してしなければならない。

(卸売業者による事業報告書の作成等)

第9条 法第13条第5項第5号の表の五の項(二)の事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第7号により作成し、事業年度経過後90日以内に、開設者に提出しなければならない。ただし、当該地方卸売市場に卸売業者が1者であって、開設者と卸売業者が同一である場合には、事業報告書の作成を省略することができる。

(地方卸売市場の運営状況の報告)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に、別記様式第8号による報告書を提出してしなければならない。ただし、前条ただし書の規程により事業報告書の作成を省略する場合にあっては、別記様式第9号により報告しなければならない。

2 前項の報告書には、当該地方卸売市場の卸売業者の最新の前条の事業報告書を添付しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により報告する場合にあっては、事業報告書の添付を省略することができる。

(認定証の交付等)

第11条 知事は、法第13条第1項の認定をしたときは、開設者に対し、別記様式第10号による認定証を交付する。

2 開設者は、前項の認定証を当該地方卸売市場の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

3 開設者は、第1項の認定証の記載事項に変更を生じたときは、第4条の申請書又は第6条第1項の届出書に当該認定証を添付して知事に提出し、その書換えを受けなければならない。

4 開設者は、第1項の認定証を破り、汚し、又は失ったときは、別記様式第11号による申請書を知事に提出し、その再交付を受けなければならない。

5 開設者は、法第14条において読み替えて準用する法第8条第1項の規定により法第13条第1項の認定がその効力を失ったとき又は法第14条において読み替えて準用する法第11条第1項の規定により法第13条第1項の認定を取り消されたときは、遅滞なく、第1項の認定証を知事に返納しなければならない。

(身分証明書)

第12条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第3項の身分を示す証明書は、別記様式第12号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月21日から施行する。
(地方卸売市場の認定の申請に係る記載事項等の省略)
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場（以下「旧地方卸売市場」という。）に係る改正法附則第3条第3項の申請については、別記様式第13号による申請書を提出してすることができる。
- 3 旧地方卸売市場に係る改正法附則第3条第3項の申請については、第3条第2項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる書類（第1号エ及びオに掲げる書類を除く）の添付を省略することができる。